

公益財団法人あいち産業振興機構ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、中小企業支援を目的に公益財団法人あいち産業振興機構（以下「機構」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「ホームページ」という。）に掲載するホームページ広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において「ホームページ広告」とは、ホームページ広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(ホームページ広告の掲載位置及び枠数)

第3 ホームページ広告を掲載する位置及び枠数は、次のとおりとする。

(1) ホームページ広告の位置

機構ホームページのトップページであり、かつ、機構が指定する位置とする。

(2) 広告の枠数

12枠、但し、申し込み者が12枠を超える場合は増やすことができるものとする。

(ホームページ広告の種類、規格)

第4 ホームページ広告の種類及び規格は、次のとおりとする。

(1) ホームページ広告の種類

バナー広告とする。

(2) バナー広告の規格

大きさ：縦60ピクセル 横120ピクセル

形式：GIF、JPEG（FLASHも可）

(ホームページ広告の掲載期間)

第5 ホームページ広告を掲載する期間は、原則6か月、1年間のいずれかとする。但し、満了までに期間延長の申し込みがあった場合は、掲載期間を6か月単位で延長することができる。

なお、掲載期間の開始及び終了については、原則として次のとおりとする。

2 ホームページ広告の掲載を開始する日（以下「開始日」という。）は、当該ホームページ広告の掲載を開始する月の初日とし、掲載を終了する日（以下「終了日」という。）は、当該ホームページ広告の掲載を終了する月の最終日とする。

(ホームページ広告掲載の応募方法)

第6 ホームページ広告は、次の事項の何れかに該当する場合に、原則としてホームページにより公募するものとする。

(1) ホームページ広告の枠を新たに設定したとき

(2) ホームページ広告の枠に空きが生じたとき

(ホームページ広告掲載の申し込み)

第7 ホームページ広告の掲載を希望する者は、「公益財団法人あいち産業振興機構ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)により、原則として広告掲載希望日の1か月前までに機構に申し込むものとする。また、ホームページ広告掲載期間の延長を希望する者は、「公益財団法人あいち産業振興機構ホームページ広告掲載変更申込書」(様式第2号)により、原則として終了日の1か月前までに機構に申し込むものとする。

(ホームページ広告掲載の決定)

第8 機構は、ホームページ広告掲載の申し込みがあった場合は、審査を行い、掲載が適当と認められるものに対し、次に適合するものを優先して広告主を決定する。この場合、同じ順位ของときは、掲載希望月の総数の多いものを優先して選定することができる。

なお、この審査対象には、リンク先のホームページを含むものとする。

- (1) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの
- (2) ホームページ広告の掲載回数の少ないもの
- (3) 直近にホームページ広告を掲載していないもの

2 前号に掲げる事項について、優先順位を決定することができない場合は、先着順で決定する。

3 機構は、前第1号、第2号により広告掲載の可否を決定したときは、申し込みを受けた日から15日以内に広告掲載の可否について当該申込者に通知する。

(ホームページ広告原稿の作成及び提出)

第9 広告主は、ホームページ広告掲載の通知を受けたときは機構の指定する日までに、原稿を機構の指定する場所に提出するものとする。

2 作成するホームページ広告原稿に要する経費は、広告主の負担とする。

3 機構は、提出されたホームページ広告原稿の内容がこの基準に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(ホームページ広告掲載料及び納入方法)

第10 ホームページ広告の掲載料は、1枠につき6か月当たり30,000円(1か月当たり5,000円)(消費税及び地方消費税を含む。)とし、次のとおり納入するものとする。

なお、この掲載料は、機構が条件を付して別に定める場合については、その額とする。

2 広告主は、ホームページ広告掲載料を機構が指定する日までに、機構が発行する納入通知書に基づき、口座振替により一括して前納するものとする。この場合、納入に必要な手数料の経費は、広告主の負担とする。

(ホームページ広告掲載の取り消し)

第11 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにホームページ広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 定められた日までにホームページ広告原稿が提出されないとき
- (2) 定められた日までにホームページ広告掲載料が納付されないとき

(3) ホームページ広告（リンク先のホームページを含む。）が別紙に定める事項に該当するとき

2 機構は、ホームページ広告掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 機構は、ホームページ広告掲載を取り消した場合で、既にホームページ広告掲載料が納付されているときは、納付済みのホームページ広告掲載料を広告主に返還しない。但し、広告掲載の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するが、返還するホームページ広告掲載料には、利子を付さないものとする。

（ホームページ広告掲載の中止）

第12 広告主は、自己の都合により、ホームページ広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、ホームページ広告掲載を中止するときは、「公益財団法人あいち産業振興機構ホームページ広告掲載変更申込書」（様式第2号）（以下「変更申込書」という。）により機構に申し出なければならない。

3 機構は、前号の規定により申し出を受けた場合で、既にホームページ広告掲載料が納付されているときは、納付済みのホームページ広告掲載料を広告主に返還しない。

4 前号により掲載の中止を受け付けた枠について、機構が新たに広告を応募することができるものとする。

（ホームページ広告掲載料の返還）

第13 機構は、広告主の責に帰さない事由により、ホームページ広告の掲載期間において当該ホームページ広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、ホームページ広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。但し、当該ホームページ広告を掲載しなかった期間が1か月中で1日未満の場合は返還しないものとする。

2 前号の内容にかかわらず、次に掲げる理由により、機構がホームページ運営を一時停止した場合は、そのホームページ広告掲載料を返還しないものとする。但し、一時停止の期間が2日を超える場合は、上記に準じてホームページ広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 上記1、2により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

（ホームページ広告の変更）

第14 広告主は、当該ホームページ広告の内容を原則として1月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、バナー広告を変更しようとする場合は、変更申込書及びバナー広告原稿を、変更を依頼する日の15日前までに提出するものとする。

3 提出されたバナー広告原稿の修正は、前第9項に準ずるものとする。

（リンク先の変更）

第 15 広告主は、ホームページ広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 15 日前までに変更申込書を提出するものとする。

(広告主の責務)

第 16 広告主は、ホームページ広告の内容その他ホームページ広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不当な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

広告主は、ホームページ広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(損害賠償)

第 17 機構は、広告主の責に帰すべき事由により損害を被った場合には、広告主に対し損害賠償を請求することができるものとする。

なお、損害賠償の額が明らかでない場合は、30,000 円を損害賠償額とする。

(協議)

第 18 この基準に定めのない事項について疑義が生じた場合は、機構と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 19 この基準に定めるもののほか、ホームページ広告の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 19 年 2 月 18 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 1 日改正)

この基準は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

(別紙)

掲載できない広告

- 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 政治性又は宗教性のあるもの
- 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- 事実と異なるもの
- 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- 責任の所在が不明確であるもの
- 内容が不明確であるもの
- 個人の氏名を広告するもの
- 比較広告
- 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- その他、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

広告掲載の対象とならない業種・事業者

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- たばこに係る業種又は事業者
- ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続中の事業者
- 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- その他、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者